

5 青森県道路公社

1 法人の概要

(平成20年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 竹内 剛	県所管部課名	県土整備部 道路課
設立年月日	昭和50年4月1日	出資金	8,235,500千円
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率
	青森県	8,235,500千円	100.0%
組織構成	区 分	人 数	うち常勤
	理 事	3名	2名
	監 事	2名	0名
	職員数	19名	11名
			備 考
			県派遣1名 県OB1名 理事長及び専務理事は青森県土地開発公社及び青森県住宅供給公社併任
			青森県土地開発公社及び青森県住宅供給公社併任
			県派遣3名(うち2名は青森県土地開発公社及び青森県住宅供給公社併任)
業 務 内 容	「みちのく有料道路」、「青森空港有料道路」、「第二みちのく有料道路」の管理運営等		
経営状況 (平成19年度)	当期収益	1,874,829千円	(その他参考) 県からの無利子借入 1,831,793千円 県の債務保証・損失補償 14,673,057千円
	(うち業務収入)	1,865,657千円	
	当期費用	1,872,513千円	
	(うち 償還準備金繰入額)	887,662千円	
	当期利益	2,316千円	
	償還準備金繰入額は、道路事業における当期利益である。		

2 沿革

本県においては、東北縦貫自動車道弘前線が昭和49年度から建設され、更に、むつ小川原開発の進展が期待される中、各圏域を結ぶ道路の整備が必要となっていた。また、自動車交通量の激増に対して道路整備が遅れていたため、既存道路の慢性的交通混雑の緩和及び将来の交通需要の増大に対処するための道路整備が必要であった。

交通需要の増大に対応し、その波及効果を高めるためには、巨額の資金を投入して道路を短期間に整備する必要があったが、従来の公共工事による道路整備では資金や建設の進捗に制約があることから、地方道路公社法に基づき、そのメリットである民間資金を活用して短期間で道路を整備し、有料道路方式によりその建設資金の回収を図るという方策が採られることとなった。

こうした中、当法人は道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効果的に行うために昭和50年4月に設立され、みちのく有料道路(昭和55年供用開始)、青森中央大橋有料道路(昭和61年供用開始)、青森空港有料道路(昭和62年供用開始)、第二みちのく有料道路(平成4年供用開始)を建設し、その管理運営等を行っていたが、青森中央大橋有料道路については、平成18年3月31日に料金徴収期間が終了し、平成18年4月1日から無料開放されたため、現在は残る3つの有料道路の管理運営等を行っている。

また、平成14年4月1日から当法人、青森県土地開発公社及び青森県住宅供給公社の管理部門が統合されるとともに、理事長及び専務理事も併任とされ、現在に至っている。

3 課題と点検評価

平成19年度の報告書において提言した事項を中心に点検評価を行った結果は、次のとおりである。

(1) 中期経営プランの見直しの検討

当法人が管理運営する有料道路の利用台数及び料金収入は建設当初の計画を大幅に下回っており、料金収入で回収することとなっている建設費に係る長期債務については、料金徴収期間内での返済が困難な状況になっている。当法人においては、債務削減のための取組として、平成17年度から平成21年度までを計画期間とする「中期経営プラン」(以下「プラン」という。)を策定したところであるが、平成17年度、平成18年度とも、料金収入はプランを下回る状況が続いていたことから、平成19年度の報告書では、「経費の大幅な削減によりプランに掲げる収支差は確保されているものの、料金収入はプランの93.2%にとどまっていることから、今後は、経費の削減に引き続き努めるとともに、収入の確保については更なる取組を検討する必要がある」ことを提言していた。

この点について、当法人からは、経費の削減については、前年度に引き続き、参加申込型指名競争入札の対象工事の設計下限額を試行的に引き下げて対象工事の範囲を拡大するとともに維持工事についても必要最小限の補修にとどめるなどの取組を行ったこと、平成19年度からは、役職員の給与等の削減率を引き上げ5~9%としたことが説明され、また、収入の確保については、前年度に引き続き、有料道路回数券の販売促進に努めたことに加え、平成19年度には、空きのあった中央大橋駐車場の料金を引き下げて利用率の向上を図ったこと、平成20年度には、青森空港有料道路において、有料道路の一部を無料で通行している市道迂回車両に対して料金の支払いを呼びかける看板を設置したことが説明された。

今年度の点検評価において、平成19年度の当法人の収支の状況を確認したところ、道路料金収入はプランの90%であり、道路の維持管理費をはじめとする経費の大幅な削減により、プランに掲げる収支差を確保しているという状況であったが、当委員会としては、道路料金収入の不足を経費の削減で補うという構図がプランの初年度に当たる平成17年度から続いていること、道路料金収入は年々減少しており今後増加していくことは考えにくい情勢にあることから、当法人においてプランの見直しを検討する必要があると考えるものである。

なお、みちのく有料道路については、平成22年11月に料金徴収期間が終了する予定であることから、料金徴収期間終了時における残債務の処理方法を早期に検討し、県民の理解を得ながら対応していく必要がある。

(2) 維持管理費の削減と道路の安全性及び利便性の維持・確保

当法人においては、道路の維持管理費をはじめとする経費の大幅な削減により、プランに掲げる収支差を確保するという状況が続いていたことから、平成19年度の報告書では、「維持管理費の削減にあたっては、今後も道路の安全性及び利便性の維持・確保に十分に留意していく必要がある」ことを提言していた。

この点について、当法人からは、維持管理費の削減の方法として、道路についてはできる限り部分補修等の必要最小限の維持補修方法によることとしていること、受配電設備については既設備の耐用年数を最大限活用して更新することとしていることなどが説明され、また、有料道路の安全性及び利便性を維持・確保していくための取組として、みちのく有料道路において平成19年12月に携帯電話が通話可能となったことにあわせ電話使用場所の表示案内板を設置したことや、居眠り事故防止に効果のある凸凹中心線の増強を実施していることなどが説明された。

当法人においても認識しているとおり、現在のような維持管理費の削減方法においては、道路の

短期的な延命化を図るための維持・補修工事はできるとしても、長期的な延命化を図るための予防保全には着手できない。

当委員会としては、当法人が経費の削減に取り組んでいる点については、一定の評価をするものであるが、現在のような維持管理費の削減方法を将来にわたって続けていくことはできないと考えられることから、今後は、道路の長期的な延命化を図るための予防保全の観点を踏まえて計画的に維持・補修工事等を実施する必要があると考えるものであり、この点についてもプランの見直しの際に検討していただきたい。また、当然のことではあるが、経費の削減によって道路の安全性が損なわれることは決してあってはならないことであり、当法人が管理する道路の安全性及び利便性の維持・確保については、引き続き適切に対応していくよう求めるものである。

(3) 有料道路の料金徴収員による着服事件にかかる再発防止策の徹底

今年度の点検評価においては、平成20年8月に当法人が記者発表したみちのく有料道路の料金徴収員による料金の着服事件について、以下のとおり、事実関係の説明、当法人が定めた再発防止策の報告がなされたところである。

< 事実関係 >

みちのく有料道路の料金徴収業務については、民間会社に業務を委託し実施しているところであるが、着服を行った料金徴収員(委託会社の社員)は、平成20年7月6日、大型車() (大型バス)で通行した利用者から正規の料金(2,940円)を受け取った際、回数券を販売したときに発行する領収書を利用して偽造した領収書を発行し、料金収受機を不正に操作して大型車() (料金1,260円)が通行したように見せかけ、大型車()の回数券を補填して、受け取った現金を着服した。この時、偽造した領収書には、大型車()の正規の料金(2,940円)を記載するはずであったが、当該徴収員がうっかり誤って大型車()の料金(1,260円)を記載したことから、利用したバス会社の担当者のチェックによって事件が発覚したものである。

当法人では、7月9日に委託会社から報告を受け、当該徴収員からの事実確認及び監視カメラ映像の確認調査等を行ったところであるが、その結果、当該徴収員は同様の手口を平成18年7月から繰り返していたことが判明し、また、通行料金の不足額の累計は1,417,110円であると判断されたものである。この調査結果を受け、委託会社から当法人に対して、8月21日に、その金額に遅延利息を加えた合計額1,509,267円が入金された。

当法人においては、委託会社に対し、今後このような不祥事が発生しないよう文書で厳重注意するとともに、次のとおり、再発防止策を定めたものである。

< 再発防止策 >

- ・ 料金徴収業務に関わる社員教育の指導の強化
- ・ 領収書の改善等、管理の強化
- ・ 料金徴収ブースに新たに監視カメラを設置し、既設の強行突破車両用監視カメラを併用し活用することによる監視強化
- ・ 業務に必要なもの以外をブースに持ち込まないようチェックを徹底する

当法人としては、この事件を真摯に受け止め、今後、委託会社に対する指導・監督の強化を図っていくとのことであるが、この種の事件は、事件が当法人の内部統制の問題に起因するものではなく、着服を行った委託会社の社員個人の犯罪とはいえ、利用者、県民からみれば、当法人が管理する有料道路で起こった事件であることに変わりはなく、当法人自体に対する信頼を揺るがしかねない事件であることから、再発防止策を徹底していく必要がある。